

五島市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成23年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年3月2日

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

23五監第428号
平成24年3月2日

五島市議会議長 熊川長吉様
五島市長 中尾郁子様
五島市教育委員会委員長 道脇利明様
五島市選挙管理委員会委員長 川村久治様
五島市農業委員会会長 小林茂俊様

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

平成23年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次の課等について定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

記

議会事務局 豊かな島づくり市長公室 企画課 財政課 総務課 情報推進課 文化推進室 税務課 市民課 社会福祉課（福祉事務所） 長寿介護課 健康政策課（診療所を含む。） 国民健康保険玉之浦診療所 国民健康保険三井楽診療所 生活環境課 水道課 水道局（分室を含む。） 農林課 水産課 商工振興課 観光交流課 建設課 管理課 会計課（分室を含む。） 消防本部 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課 文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 スポーツ振興課 教育委員会分室 幼稚園 給食センター 選挙管理委員会事務局（分室を含む。） 農業委員会事務局（分室を含む。）

平成 23 年 度

定期 監査 結果 報告 書

平成 24 年 3 月 2 日 報告

五 島 市 監 査 委 員

第1 監査の種類 定期監査

第2 監査の目的 定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかの主眼をおき行うものである。

今回の監査では、公金（現金）の出納管理事務について、実態を把握し、その問題点や課題などを明らかにすることにより、現金の保管及び収入事務の更なる適正化を確保することとした。

第3 監査の対象 議会事務局 豊かな島づくり市長公室 企画課 財政課 総務課 情報推進課 文化推進室 税務課 市民課 社会福祉課（福祉事務所） 長寿介護課 健康政策課（診療所を含む。） 国民健康保険玉之浦診療所 国民健康保険三井楽診療所 生活環境課 水道課 水道局（分室を含む。） 農林課 水産課 商工振興課 観光交流課 建設課 管理課 会計課（分室を含む。） 消防本部 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課 文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 スポーツ振興課 教育委員会分室 幼稚園 給食センター 選挙管理委員会事務局（分室を含む。） 農業委員会事務局（分室を含む。）

第4 監査の範囲

公金（現金）の出納管理事務で、次に掲げるもの

- (1) 平成23年4月1日から同年9月30日までに直接現金（現金に代わる有価証券、小切手及び郵便定額小為替を含む。以下「現金等」という。）を取り扱ったもの
- (2) 使用料及び手数料等で平成23年4月1日から同年9月30日までに収入があったもの

第5 監査の期間 平成23年10月4日から平成24年2月28日まで

第6 監査の方法 監査の実施に当たっては、あらかじめ第4監査の範囲に該当する現金等を取り扱っているものの調査を行って、そのうちから22か所（別表1のとおり。）を抽出して実地調査を平成23年10月31日、同年11月1日、同月7日、同月8日及び同月10日に実施した。また、使用料及び手数料等のうちから93件（別表2のとおり。）を抽出して関係書類の提示を求め、その内容を審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

第7 監査の結果

監査の結果、現金の保管及び収入事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり指摘する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指摘したので、記載を省略する。

また、監査を行った中で、検討を要する事項が認められたので、次のとおり意見を付す。

1 指摘事項

(1) 漁港施設利用料及び県管理漁港利用料（水産課、奈留支所地域振興課）

本件利用料において、市と各漁業協同組合が締結した五島市漁港施設利用料徴収事務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく、利用届の進達及びその利用に係る利用料の徴収事務が遅れている。これは、市の事務処理の漏れと遅れが原因であり、直ちに契約書に定めるとおり事務を取り扱うよう見直すべきである。

また、複数の者で内容を確認するなど、内部牽制機能を十分活用した上で事務処理を行うべきである。

(2) ごみ処理手数料（生活環境課）

福江リサイクルセンターの検量書兼領収書については、料金欄の金額を手書きで訂正している。これは、検量書兼領収書を出力する計量システムが、粗大ごみの品物ごとの料金算出に対応していないためであり、現金管理表及び搬入月報集計表により処理手数料が正当であることは確認できたものの、金額が訂正された領収書は、信ぴょう性に欠けることから、速やかに計量システム等を見直し、金額を訂正していない検量書兼領収書を発行すべきである。

(3) 高浜園地休憩施設利用料（管理課、三井楽支所地域振興課）

本件利用料については、利用券の枚数と利用料日計表の利用人員数に、大人が1人、小人が5人の差が生じている。これは、利用券の切り取り誤りが原因であり、高浜施設（管理）日誌により利用料金が正当であることは確認できたものの、調定の起票の際に、利用券の確認をしていなかったことが、本件利用料の処理誤りの発見を遅らせたものであることから、今後は、調定を起票する際に、複数の者で利用券等を確認するなど、チェック機能の強化を図られたい。

2 意見

(1) 内部牽制機能の強化について

公金の取り扱いについては、複数の者で内容を確認する組織体制であるか再点検し、更なる内部牽制機能の強化により、適正な公金の出納管理に取り組まれない。

(2) 統一的な公金取扱マニュアルの整備について

公金の取り扱いに関して、内部でのチェック体制を確立し、公金を適切に取り扱うため、統一的な公金取扱マニュアルを整備されたい。

別表 1

平成23年度定期監査に伴う実地調査の実施一覧表

調査場所		調査対象事務
情報推進課	I T振興センター	I T振興センター使用料
	情報化推進係	
市民課	奥浦出張所	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 市町村交通災害共済掛金 税務手数料 奥浦地区安全なわが街づくり推進協議会の会計事務 奥浦地区町内会連合会の会計事務
	崎山出張所	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 市町村交通災害共済掛金 税務手数料 崎山地区安全なわが街づくり推進協議会の会計事務 崎山町敬老事業費補助金の会計事務
	本山出張所	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 市町村交通災害共済掛金 税務手数料 本山地区安全なわが街づくり推進協議会の会計事務
	大浜出張所	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 市町村交通災害共済掛金 税務手数料 大浜地区安全なわが街づくり推進協議会の会計事務
生活環境課	環境班	ごみ処理手数料
富江支所	総務企画課	五島市防犯協会富江支部の会計事務
	市民生活課	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 市町村交通災害共済掛金 税務手数料 水道使用料
玉之浦支所	総務企画課	五島市防犯協会玉之浦支部の会計事務
	市民生活課	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 市町村交通災害共済掛金 税務手数料 水道使用料
三井楽支所	総務企画課	五島市防犯協会三井楽支部の会計事務
	市民生活課	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 市町村交通災害共済掛金 税務手数料 水道使用料
	地域振興課	高浜園地休憩施設利用料
岐宿支所	総務企画課	五島市防犯協会岐宿支部の会計事務
	教育委員会岐宿分室	海洋センター行事参加費補助金の会計事務 B & G 体育行事補助金の会計事務
	市民生活課	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 諸証明等手数料 税務手数料 市町村交通災害共済掛金 水道使用料
	地域振興課	岐宿陶芸の館使用料
	魚津ヶ崎公園	魚津ヶ崎公園施設使用料
国民健康保険三井楽診療所		一部負担金等
生涯学習課	五島観光歴史資料館	五島観光歴史資料館使用料
	福江文化会館	福江文化会館使用料
	五島市勤労福祉センター	勤労福祉センター使用料
合計	22か所	

(注) 教育委員会岐宿分室は、岐宿支所総務企画課に置かれている。

別表2

平成23年度使用料及び手数料等一覧表

担当部署名		使用料及び手数料等の名称	収入済額 円
本庁	取扱		
豊かな島づくり市長公室	本庁豊かな島づくり推進班	バーチャル五島市運営費	550,000
財政課	本庁契約管財班	庁舎使用料	943,351
	三井楽支所総務企画課		
	岐宿支所総務企画課		
	本庁契約管財班	土地使用料	36,256
	富江支所総務企画課		
	玉之浦支所総務企画課		
岐宿支所総務企画課			
情報推進課	本庁情報化推進係	IT振興センター使用料	340,960
市民課	本庁住民生活係	住民センター使用料	182,050
	奈留支所市民生活課	奈留地区多目的交流センター使用料	17,400
社会福祉課（福祉事務所）	富江支所市民生活課	富江地域福祉センター使用料	0
長寿介護課	本庁介護予防係	富江陶芸館使用料	87,600
健康政策課	本庁総務係	富江総合福祉保健センター使用料	5,035,084
生活環境課	本庁環境班	土地使用料	13,244
		廃棄物処理業者許可手数料	0
	富江支所市民生活課	火葬場使用料	5,983,400
	玉之浦支所市民生活課		
	三井楽及支所市民生活課		
	岐宿支所市民生活課		
	奈留支所地域振興課		
	崎山出張所		
	大浜出張所	畜犬登録等手数料	966,550
	本庁環境班		
	富江支所市民生活課		
	玉之浦支所市民生活課		
	三井楽支所市民生活課		
	岐宿支所市民生活課		
	奈留支所地域振興課	ごみ処理手数料	40,212,690
	本庁環境班		
	富江支所市民生活課		
	三井楽支所市民生活課		
奈留支所地域振興課	奈留墓園使用料	0	
水道課	本庁給水班	指定給水装置工事事業者指定手数料	0
	富江支所市民生活課	設計審査及び検査手数料	155,000
	玉之浦支所市民生活課		
	三井楽支所市民生活課		
	岐宿支所市民生活課		
奈留支所市民生活課			
三井楽支所市民生活課	諸証明手数料	300	
水道局	本庁業務班	各種証明手数料	600
	本庁給水班	給水装置工事事業者指定収益手数料	10,000
		富江分室	設計審査及び検査手数料
農林課	本庁畜産・鳥獣対策班	土地使用料（農道等）	16,970
	本庁耕地係		
	本庁林務係	土地使用料（林道）	1,080
		猟区入猟承認手数料	0
		鳥獣飼養許可証更新手数料	112,200
	玉之浦支所地域振興課	玉之浦花き栽培施設使用料	0
岐宿支所地域振興課	岐宿農産加工センター使用料	63,000	

担当部署名		使用料及び手数料等の名称	収入済額 円
本庁	取扱		
水産課	本庁水産振興班	水産荷さばき所等使用料	2,280,767
		土地使用料	67,405
		建物使用料	485,000
		工事契約履行証明手数料	0
	奈留支所地域振興課	漁港施設利用料	753,811
	本庁水産振興班	県管理漁港利用料	588,025
	奈留支所地域振興課		
商工振興課	本庁商工物流班	土地使用料	1,596
観光交流課	玉之浦支所地域振興課	玉之浦観光住民センター使用料	130,000
	三井楽支所地域振興課	建物使用料	10,905
	岐宿支所地域振興課	岐宿陶芸の館使用料	194,880
建設課	本庁建築住宅班	土地使用料	18,360
		建物使用料	88,451
		図面交付・閲覧手数料	21,900
		道路の位置の指定等申請手数料	100,000
		建築確認申請等手数料	1,138,000
	本庁まちづくり推進係	諸証明等手数料	2,100
		広告手数料	25,470
管理課	本庁管理係	土地使用料（公園）	5,630
		土地使用料	35,113
		河川使用料	22,235
		道路占用料	921,500
		法定外公共物占用料	1,032
		都市公園使用料	2,780
		諸証明等手数料	600
	奈留支所地域振興課	法定外公共物占用料（水路等）	222,778
	港湾管理事務所	けい船岸壁使用料	10,980
	富江支所地域振興課		
	玉之浦支所地域振興課		
	三井楽支所地域振興課		
	岐宿支所地域振興課		
	奈留支所地域振興課	野積場使用料	768,600
	港湾管理事務所		
	富江支所地域振興課		
	玉之浦支所地域振興課		
	三井楽支所地域振興課		
	岐宿支所地域振興課	県管理港湾使用料	43,351,646
	奈留支所地域振興課		
	富江支所地域振興課		
	玉之浦支所地域振興課		
	玉之浦支所地域振興課	玉之浦カンントリーパーク使用料	10,550
	頓泊園地休憩施設利用料	822,600	
	三井楽支所地域振興課	高浜園地休憩施設利用料	2,042,000
	岐宿支所地域振興課	魚津ヶ崎公園施設使用料	981,600
消防本部	本庁消防課	危険物規制事務等手数料	129,600
		危険物設置許可手数料	26,000
		危険物完成検査手数料	50,000
		危険物仮貯蔵手数料	5,400
		諸証明等手数料	2,700

担当部署名		使用料及び手数料等の名称	収入済額 円	
本庁	取扱			
教育委員会事務局総務課	本庁総務係	土地使用料	24,366	
生涯学習課	本庁生涯学習推進班 奈留分室	土地使用料	2,500	
	本庁生涯学習推進班 富江分室	公民館使用料	205,150	
	玉之浦分室			
	三井楽分室			
	岐宿分室			
	奈留分室			
	富江分室	旧富江高校暫定利用施設使用料	7,800	
	岐宿分室	福江島及び奈留離島開発総合センター使用料	17,644	
	奈留分室	奈留芸能館使用料	0	
		宮の森総合公園使用料	1,092,650	
	福江文化会館	福江文化会館使用料	1,666,390	
	五島市勤労福祉センター	福江文化会館自主事業入場券等 売払代金	1,901,800	
		勤労福祉センター使用料	346,050	
		五島観光歴史資料館	五島観光歴史資料館使用料	740,770
	スポーツ振興課	本庁スポーツ振興班	私用コピー料	1,170
			五島観光歴史資料館講座参加者 負担金	65,100
都市公園使用料			18,176	
中央公園（体育館）使用料			776,980	
中央公園（体育館以外）使用料			770,240	
富江分室		武道館使用料	111,014	
		市民プール使用料	88,550	
		夜間照明施設使用料	369,510	
				三井楽分室
				岐宿分室
本庁スポーツ振興班	体育館使用料	444,160		
			富江分室	
			三井楽分室	
			岐宿分室	
富江分室	テニスコート使用料	262,300		
			三井楽分室	
			奈留分室	
玉之浦分室	玉之浦農林漁業者トレーニング センター使用料	44,720		
三井楽分室	三井楽多目的研修集会施設使用 料	64,680		
	三井楽芝生広場使用料	1,200		
岐宿分室	岐宿運動場使用料	1,620		
農業委員会事務局	本庁農地係	非農地証明等手数料	11,700	
合 計		93件	120,523,231	

(注) 収入済額は、平成23年9月30日現在の収入執行状況である。